

大和市告示第83号

大和市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月3日

大和市長 大 木 哲

大和市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市病児保育事業実施要綱（平成25年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市内に」を「令和5年4月1日付けで本市が締結した「病児保育事業の広域利用に関する協定書」に規定する連携市町村に」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。